

宮崎県介護保険等利用被爆者助成事業

H31.3月発行

宮崎県に居住する被爆者の方が介護保険サービスを利用した場合、事業所に被爆者健康手帳、介護保険証等を提示することにより、利用者負担費用(1割から3割負担部分)が公費負担となる制度です。

助成事業内

○福祉系サービス

種別	助成対象サービス	助成方法	
居宅系	訪問介護 (ホームヘルプ)	低所得者の方が利用した場合に助成 ①訪問介護 ②旧 介護予防訪問介護 ↓ H27年4月から ③第1号訪問事業(サービス種類コードA1及びA2に限る。)	現物給付
	通所介護 (デイサービス)	①通所介護 ②旧 介護予防通所介護 ③認知症対応型通所介護 ④介護予防認知症対応型通所介護 ↓ H27年4月から ⑤第1号通所事業(サービス種類コードA5及びA6に限る。) ⑥地域密着型通所介護 ← H28年4月から	現物給付
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	①短期入所生活介護 ②介護予防短期入所生活介護	現物給付
	小規模多機能型 居宅介護	①小規模多機能型居宅介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護	現物給付
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 H25年4月から	現物給付
	複合型サービス	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) H25年4月から	現物給付
施設系	介護老人福祉施設	①介護老人福祉施設入所(施設介護サービス費等) ②地域密着型介護老人福祉施設入所(地域密着型介護サービス費等)	現物給付
	老人福祉施設	養護老人ホーム等措置入所に係る費用負担額を助成	償還払い

《注意事項》

※ 訪問介護等サービスについては、低所得者(原則として、世帯の生計中心者が所得税非課税(生活保護世帯を含む。))のみが対象となります。

「訪問介護利用者負担額減額認定証(市町村交付)」もしくは「訪問介護利用被爆者助成事業受給者資格認定証(県交付)」を確認してください。

※ 他の制度(市町村事業を含む)によって、被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額が助成対象となります。

◆ 次の福祉系サービスは、本助成事業の対象外です。

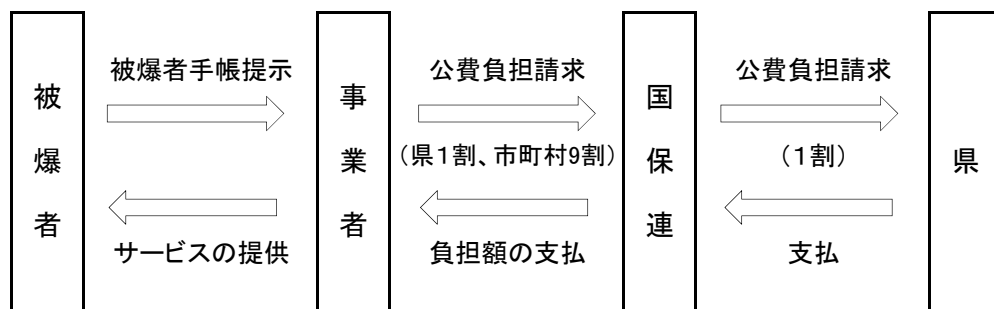
訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム、経費老人ホーム等)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護住宅改修費

助成方法

【現物給付の請求】

- ・ 「被爆者健康手帳」を確認(訪問介護等サービスの場合は、「認定証」の確認も含む。)することにより、一割の利用者負担分を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」に基づき国保連に請求することとなります。
- ・ **公費負担法別番号は、「81456014」です。**
〔被爆者健康手帳に記載されている「公費負担者番号 19456011」は、一般疾病医療費や医療系サービスに関する費用請求の際に使用する番号です。〕
- ・ 宮崎県外に居住地を有する被爆者に対し介護サービスを提供した場合は、国保連に対して当該サービスに係る公費負担請求はできません。

〔現物給付のフロー図〕



【償還払い】

次の方は、利用者負担分を県に請求できます。

- (1) 被爆者健康手帳未提示の者で、助成事業のサービス利用者負担額を事業者を支払った方。
- (2) 県外の事業所から介護サービスの提供を受け、助成事業のサービス利用者負担額を事業者を支払った方。

参考

○医療系サービスについては、被爆者一般疾病医療費での公費負担医療制度の適用があります。

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導

この制度に関するお問い合わせは、最寄りの保健所又は県健康増進課にお願いします。

宮崎県福祉保健部健康増進課（疾病対策担当） 電話 0985-26-7079
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

中央保健所	0985-28-2111	日南保健所	0987-23-3141
都城保健所	0986-23-4504	小林保健所	0984-23-3118
高鍋保健所	0983-22-1330	日向保健所	0982-52-5101
延岡保健所	0982-33-5373	高千穂保健所	0982-72-2168